奈良大学大学院研究年報に関する規程

(目的)

- 第1条 本大学院は、学術研究の推進及び成果の公表を目的として、奈良大学大学院研究年報 (以下「研究年報」という。)を発行する。
- 2 研究年報は、投稿論文及び大学院院生の研究報告等を掲載するものとする。

(発行)

第2条 研究年報は、毎年1回の発行を原則とする。

(投稿資格)

- 第3条 研究年報に論文を投稿できる者は、次のとおりとする。
 - (1) 本大学院を担当する教員
 - (2) 本大学院に在籍する学生及び研究生並びに本大学院の課程を修了した者で、大学院担当教 員の推薦を受けた者
 - (3) 編集委員会が特に認めた者

(編集委員会)

- 第4条 研究年報を編集するため、編集委員会を置く。
- 2 編集委員会は、次の委員をもって組織する。
 - (1) 各専攻により選出された各1人の教員
 - (2) 各専攻により選出された各1人の院生
- 3 編集委員会には委員長を置く。委員長は、前項第1号委員の互選により定める。
- 4 委員の任期は、1年とし再任を妨げない。

(掲載の採否)

- 第5条 投稿された論文の掲載の採否は、編集委員会で決定する。
- 2 第3条第2号に規定する者の論文については、編集委員会で査読し、その評価を踏まえて、 掲載の採否を決定する。

(募集)

- 第6条 編集委員会は、投稿要領に基づき論文を募集しなければならない。
- 2 投稿要領は、別に定める。

(事務)

第7条 研究年報の発行にかかる事務は、総合研究所・大学院事務室が行う。

附則

この規程は、平成7年10月1日から施行する。

奈良大学大学院研究年報投稿要領

- 1. 投稿は、未発表のオリジナル原稿 (一人一篇) に限るものとする。
- 2. 原稿は和文または外国文とし、和文のものは外国文の表題を付けること。さらに、原則として、和文の要旨(約400字以内)と、外国文のSummary(約250語以内)を付けるものとする。
- 3. 原稿の様式は、次のとおりとする。
 - (1) 原稿は、和文・外国文に限らず、ワープロとし、打ち出し・電子媒体の両方提出のこと。
 - (2) 図およびグラフは、写真または白紙に墨書し、挿入箇所を明記すること。また、電子媒体での提出も認める。
 - (3) 注は、最後に付けること。
 - (4) 原稿様式の細目は、下記のとおりとする。
- 4. 一篇の原稿枚数は、和文の場合400字詰原稿用紙に換算して60枚以内(原稿作成時のページ 設定を、①横書きの場合は、43文字、37行、②縦書きの場合は、31文字、22行の2段組にして 作成して下さい。)、外国文の場合A4判26行(65ストローク、ダブル・スペース)30枚以内と し、共に、注、Summary、要旨、図表、写真等を含むものとする。これを超えるものについ ては、年報編集実行委員会において執筆者と協議の上で、分割掲載または規定枚数内への書き 改めを要請することがある。
- 5. 原稿は完全原稿とし、校正は誤植の訂正にとどめること。組み替えはできない。
- 6. 抜刷は50部を配布し、それ以上は執筆者の負担とする。原稿提出時、合計必要部数を「年報 提出票」に明記すること。
- 7. 投稿予定者は、平成22年 6月25日 (金) までに「年報投稿申込票」に表題、予定枚数等を記入し、総合研究所・大学院事務室まで届け出るものとする。
 - ※予定枚数については、写真・図表を含んだ刷上り枚数を記入すること。

(1Pの文字数は、縦書き1364文字、横書き1591文字)

8. 原稿の締切日は、平成22年9月17日(金)とし、提出先は上記7の場所とする。

原稿様式の細目

- 1. 第1枚目に「表題」、「著者名」、「所属」を記し、和文の場合は、「外国文の表題」、「外国文の著者名」を付けること。
- 2. 原稿は、「要旨」、「本文」、「注」、「文献」、「Summary」、「図表」および「写真」の順に 揃えて提出すること。
- 3. 章わけは、縦**書きの場合は**漢数字 (一 二 三 ···) とし、横**書きの場合はローマ数字** (I II II ····) とすること。
- 4. 「注」は原則として通し番号とし、縦書きの場合は、 $\widehat{1}$ $\widehat{2}$ $\widehat{3}$ $\widehat{4}$ …、横書きの場合は、1 2 3 \cdots 、横書きの場合は、1 2 3 \cdots とすること。

(本文内の指示番号および注の番号もこの形式とする。)

5. ランニングタイトル (各ページ上のタイトル) は、執筆者名を含めて、和文35字以内、 外国文12語以内とする。